

1 4 市場外での販売行為の取扱要領

この要領は、奈良県中央卸売市場（以下「市場」という。）の卸売業者及び仲卸業者が、市場外における奈良県中央卸売市場条例（昭和五十二年四月奈良県条例第一号。以下「条例」という。）第 44 条及び第 58 条に掲げる取扱品目の部類に属する生鮮食料品等の販売行為（兼業業務）に関して必要な事項を定めるものとする。

1 卸売業者及び仲卸業者の販売計画（変更）届出書の提出

- （1）卸売業者は、市場外で取扱品目の部類に属する生鮮食料品等の販売をしようとする場合は、卸売業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがない場合であって、条例第 54 条に規定する事項を記載した卸売業者販売計画（変更）届出書（奈良県中央卸売市場条例施行規則（昭和 52 年 4 月奈良県規則第 2 号。以下「規則」という。）第 34 号様式）を速やかに場長に提出しなければならない。
- （2）仲卸業者は、市場外で取扱品目の部類に属する生鮮食料品等の販売をしようとする場合は、仲卸業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがない場合であって、条例第 58 条に規定する事項を記載した仲卸業者販売計画（変更）届出書（規則第 49 号様式）を速やかに場長に提出しなければならない。

2 事業計画書等の添付

当該本業務（卸売業務又は仲卸業務）の適正かつ健全な運営を阻害するおそれの判断基準として、次の書類を添付しなければならない。

- （1）販売に関する営業計画書
- （2）事業資金計画
- （3）その他、販売に対する官公庁の届出書又は許可書等の写し

3 卸売業者の集荷について

卸売業者は、市場における許可物品の供給量を安定的に確保し取引の秩序を維持しなければならない。

4 兼業業務に関する物品の保管について

卸売業者及び仲卸業者の市場外での販売行為は、兼業業務に該当するため、販売行為を営む場合は、市場外の拠点で物品の保管をしなければならない。

5 帳簿等の作成について

兼業業務についての帳簿等は、別に区別して作成しなければならない。

6 取引委員会等の審査

条例第 44 条第 1 項及び条例第 58 条第 1 項の規定により届け出があった場合において、当該届け出に係る販売が卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると知事が認めるときは、卸売業者及び仲卸業者は、指名利害関係者又は当該品目を所管する市場取引委員会の意見を聴かなければならない。この場合において、奈良県中央卸売市場取引委員会は、委員の少数意見にも十分配慮するものとする。

附 則 この要領は、平成 17 年 5 月 1 日から実施する。

附 則 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要領は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

附 則 この要領は、奈良県中央卸売市場条例の一部を改正する条例（令和 2 年 3 月奈良県条例第 48 号）の施行期日と同日から施行する。